

# 川崎市勤労者福祉共済給付金給付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市勤労者福祉共済条例（昭和49年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第9条及び川崎市勤労者福祉共済条例施行規則（昭和49年川崎市規則第77号。以下「規則」という。）第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する給付事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱における「事業主」及び「会員」とは、それぞれ条例第2条第1項、第2項及び第5条に定めるところによる。

## (給付金の種類、金額等)

第3条 条例第9条並びに規則第12条、第13条及び別表に定める給付金の取扱いについては次の各号の定めるところによる。

(1) 会員どうしが結婚したとき、内縁関係など事実上結婚したとき、又は川崎市パートナーシップ宣誓（他自治体の定める同様の制度含む）を行ったときは、会員それぞれに結婚祝金を給付する。

なお、結婚祝金については、1会員につき2回を支給上限とする。

(2) 規則別表中備考で規定する市長が特に必要と認めた場合の給付金の額は、別表のとおりとする。

(3) 会員若しくはその配偶者が死産したときは、弔慰金を給付する。

## (給付対象者等)

第4条 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）は給付の対象としない。

2 市長は交付の決定を受けたものが、前号に規定する暴力団員であるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

## (血族の範囲)

第5条 条例第9条第1項第6号に規定する一親等の血族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会員の実父、実母、実子

(2) 会員の養子縁組による養父、養母、養子

2 前項に規定する一親等の血族のうち、実父若しくは実母又は養父若しくは養母については、会員が選択したそのどちらかに弔慰金を給付する。

## (証明書類等)

第6条 規則第10条第1項に規定する事由が生じたことを証する書類とは、次のとおりとする。

給付種類	証 明 書 類
傷病見舞金	休業を必要とする旨の医師の診断書、健康保険の傷病手当金支給申請書又は労働者災害補償保険の休業補償給付支給請求書等の写し、入院期間が記入されている領収書の写し、川崎市勤労者福祉共済給付金申請証明書（第1号様式、ただし、自宅療養や通院等で他の証明書類では欠勤期間を証明できない場合のみ適用）等
災害見舞金	消防署、その他官公署の発行する罹災証明書等

- 2 市長は、前項に規定する給付種類のほか、証明書類の添付を要しない給付種類において、必要があると認めるときは、申請を行った事業主に対し、調査を行い、証明書類等の提出を求めることができる。

(給付金の返還)

第7条 申請を行った事業主が偽りその他不正の行為及び事実と異なる事由により給付金の給付を受けた場合は、市長は、その者から当該給付金等を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年11月1日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和54年1月1日から施行し、昭和53年10月1日以後に、給付事由の生じたものから適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和55年4月1日から施行し、適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和57年4月1日から施行し、同日以後に給付事由の生じたものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱別表の規定は、施行日以後に傷病により欠勤を始めた会員の傷病見舞金について適用し、施行日前に傷病により欠勤を始めた会員の傷病見舞金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に傷病により欠勤を始めた会員の傷病見舞金のうち、その傷病による欠勤が施行日に始まったとして改正後の要綱別表の規定により算出した傷病見舞金の額が、前項の規定により算出した傷病見舞金の額を超える傷病見舞金については、前項の規定にかかわらず、その傷病による欠勤が始まったとして改正後の要綱別表の規定を適用する。

別 表 (第3条関係)

種 類	区 分		金額(円)
傷 病 見舞金	(1) 傷病により 欠勤日数が 引き続き 8日以上 30日未満	ア 給付事由発生日から起算し、過去1年以内に給付を受けていない場合	8,000
		イ 給付事由発生日から起算し、過去1年以内に給付を受けた額が4,000円の場合	4,000
		ウ 同 8,000円以上の場合	—
	(2) 同 30日以上 90日未満	ア 給付事由発生日から起算し、過去1年以内に給付を受けていない場合	17,000
		イ 給付事由発生日から起算し、過去1年以内に給付を受けた額が4,000円の場合	13,000
		ウ 同 8,000円の場合	9,000
		エ 同 9,000円の場合	8,000
		オ 同 13,000円の場合	4,000
		カ 同 17,000円以上の場合	—

	(3) 同 90日以上	ア 給付事由発生日から起算し、過去1年以内に給付を受けていない場合	30,000
		イ 給付事由発生日から起算し、過去1年以内に給付を受けた額が4,000円の場合	26,000
		ウ 同 8,000円の場合	22,000
		エ 同 9,000円の場合	21,000
		オ 同 13,000円の場合	17,000
		カ 同 17,000円の場合	13,000
		キ 同 21,000円の場合	9,000
		ク 同 22,000円の場合	8,000
		ケ 同 26,000円の場合	4,000
		コ 同 30,000円の場合	—

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条に定める川崎市パートナーシップ宣誓(他自治体の定める同様の制度含む)を行った会員については、宣誓時点で会員であった場合に限り、給付事由が生じてから1年以上経過している場合であっても、結婚祝金を給付する。

なお、この経過措置は令和8年3月31日まで有効とする。

第1号様式

川崎市勤労者福祉共済給付金申請証明書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(事業所) 所在地

名称

事業主又は

代表者氏名

印

次の給付金申請について、相違ないことを証明します。

会 員 番 号							—				
会 員 氏 名 (請 求 者)											
給 付 金 の 種 類											
傷 病 見 舞 金 の 証 明 欄 (※)	傷病名 <hr/> 傷病による欠勤期間 <hr/> 年 月 日 ~ 年 月 日										
そ の 他 給 付 金 の 証 明 欄											

※ 傷病見舞金の証明書類については、原則、休業を必要とする旨の医師の診断書、健康保険の傷病手当金支給申請書又は労働者災害補償保険の休業補償給付支給請求書等の写し、入院期間が記入されている領収書の写し等を提出してください。自宅療養や通院等で他の証明書類では欠勤期間を証明できない場合に限り、川崎市勤労者福祉共済給付金申請証明書(第1号様式)を証明書類とし、請求することができます。